

株 主 各 位

大阪市西区阿波座一丁目3番15号
神島化学工業株式会社
代表取締役社長 池 田 和 夫

第106回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、本株主総会につきましては、議決権行使書のご返送により議決権を行使いただき、当日のご来場を見合わせていただくことも含めてご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年7月14日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年7月15日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区久太郎町三丁目5番19号 大阪D I Cビル3階
T K P大阪本町カンファレンスセンター

3. 目的事項

報 告 事 項 第106期（2021年5月1日から2022年4月30日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役10名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件
第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

以 上

株主総会へのご出席につきましては、新型コロナウイルス感染防止のため、慎重にご検討くださいますようお願い申し上げます。

株主総会会場において、感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.konoshima.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(自 2021年5月1日)
(至 2022年4月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大が続くなか、ワクチン接種の普及などにより、経済活動の持ち直しに向けた期待感が持たれたものの、新たな変異株による感染が再拡大するなど、収束は見通せず景気の停滞が懸念されております。また、ウクライナ情勢の緊迫化や原材料・エネルギー価格の高騰などにより、これまで以上に先行き不透明な状況が続いております。

当社建材事業の主要マーケットである住宅市場は需要が堅調に推移し、新設住宅着工戸数が持家・貸家ともに増加し、2021年度全体では865千戸と前期比6.6%の増加となりました。

このような状況の中、当事業年度の業績につきましては、売上高は21,787百万円と対前期比2,002百万円(10.1%)の増収となりました。営業利益は2,078百万円と対前期比570百万円(37.9%)の増益、経常利益は2,084百万円と同521百万円(33.4%)の増益、当期純利益は1,365百万円と同276百万円(25.4%)の増益となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

建材事業

住宅分野は、「外壁と軒裏のデザインを揃えたい」という、簡単なようでも実現できなかったコーディネートを実現させた新世代の外壁材『アルテミュール』を上市しました。また注力製品である「2020年度 グッドデザイン賞」受賞の『アルテザート(高意匠軒天井用素材)、アトラフィット(専用金具による施工方法)』など当社の強みである「基材の強み」に「塗装技術」を掛け合わせた高付加価値製品の高級軒天ボードは大幅に販売量が増加しました。

非住宅分野は、都市型高層ビル用の耐火パネルが好調に推移しました。

このような結果、売上高は13,395百万円と対前期比1,231百万円(10.1%)の増収、セグメント利益(営業利益)は、燃料費・原材料価格の高騰による負担や製品保証引当金の増加があったものの、高付加価値製品の高級軒天ボードの拡販や各種コスト削減による収益改善などにより1,007百万円と同450百万円(80.8%)の大幅な増益となりました。

化成品事業

マグネシウムは、前期に新型コロナウイルスの感染症拡大の影響を受けた自動車等工業用製品の受注回復に伴い、難燃水酸化マグネシウム製品の販売量が増加しました。また、海外のサプリメント需要好調により酸化マグネシウム製品の販売量も増加しました。当事業年度末の2022年4月には、酸化マグネシウムの顆粒設備が完成しました。

セラミックスは、蛍光体製品を中心に大幅な増収となりました。新工場建屋完成により2022年3月から順次設備が稼働開始しております。

このような結果、売上高は8,391百万円と対前期比771百万円(10.1%)の増収、セグメント利益(営業利益)は、燃料費・原材料価格の高騰による負担増加があったものの、高利益率のマグネシウム製品・セラミックス製品の拡販などにより1,660百万円と同197百万円(13.5%)の増益となりました。

(次期の見通し)

今後のわが国経済の見通しにつきましては、新たな変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念されると共に、ウクライナ情勢を背景とした原材料・エネルギー価格の高騰など不透明な状況が続くことが予想されます。

当社建材事業の主要マーケットである住宅市場において、新設住宅着工戸数は回復の兆しが見られましたが、中長期でみると世帯数減少による将来的な住宅着工戸数の減少が懸念されます。

このような経済・経営環境の中、当社は、建材事業の住宅分野は当社の強みである基材の強みに塗装技術を掛け合わせた高級軒天ボードなどの高付加価値製品の推進や採算性の向上に努め、非住宅分野では、好調な高層ビル需要の取り込みに注力いたします。また化成品事業につきましては、大型設備投資による拡販や高機能・高付加価値の新製品開発品の市場投入の積極化を推進します。コスト面では、原材料・エネルギー価格の高騰の影響は避けられないと判断しておりますが、製造部門での原価低減・生産性の向上により合理化を図るとともに、価格転嫁も進めてまいります。

以上の結果、次期の業績につきましては、売上高は23,800百万円と対当期比2,012百万円(9.2%)の増収、営業利益は2,200百万円と同121百万円(5.9%)の増益、経常利益は2,200百万円と同115百万円(5.5%)の増益、当期純利益は1,500百万円と同134百万円(9.8%)の増益を見込んでおります。

(2) 資金調達の状況

特記すべき資金調達はありません。

(3) 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資は4,522百万円であります。なお、セグメントごとの内訳は、建材事業で主なものは、建材製造設備が232百万円、化成品事業で主なものは、化成品製造設備(マグネシウム)が2,080百万円、化成品(セラミックス)製造設備が1,056百万円であります。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、主力製品である住宅建材業界が、中長期的には少子高齢化と人口減少による戸建住宅の縮小という傾向にあり、先行きとしては大幅な市場の拡大は見込めないものと予想されます。かかる状況下において、当社としましては、建材事業においては、戸建住宅関連の新製品の投入、非住宅分野への注力、加えて当社の強みのひとつである耐火パネル販売の拡大等の施策により、業界内におけるシェアアップを図ってまいります。化成品事業においては、引き続き国内営業基盤の拡充に取り組み、積極的に海外市場を展開し、同事業を当社の成長エンジンとして更なる拡大を企図しております。以上の諸施策により、当社は国内住宅市場に左右されない複合的な製品ポートフォリオによる収益の安定化及び極大化に努めてまいり所存であります。そのために、以下の3点を特に重要な課題として取り組んでおります。

①新規の顧客獲得による営業基盤の拡大

安定した品質の製品を供給し、国内及び海外の新規顧客開拓や、既存のお客様との更なる太いパイプ作りにより、売上高の拡大を図ってまいります。

②コストの削減

工場における生産性の向上はもちろんのこと、配送ルート全般を見直した物流費の見直し等、あらゆる分野のコストの削減に取り組んでまいります。

③人材開発・育成の強化

企業が継続的に価値を高めていくには、人材開発・育成が不可欠との認識の下、優秀な人材を確保し、教育の充実等により組織の活性化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第103期 2018年度	第104期 2019年度	第105期 2020年度	第106期 (当事業年度) 2021年度
売 上 高	百万円 22,201	百万円 21,198	百万円 19,784	百万円 21,787
経 常 利 益	百万円 918	百万円 874	百万円 1,562	百万円 2,084
当 期 純 利 益	百万円 661	百万円 600	百万円 1,088	百万円 1,365
1株当たり当期純利益	72円25銭	65円64銭	118円82銭	150円93銭
総 資 産	百万円 19,611	百万円 19,082	百万円 18,602	百万円 24,697
純 資 産	百万円 7,159	百万円 7,552	百万円 8,540	百万円 9,365

- (注)・第103期は、売上高増加や製造コスト削減等により、増収増益となりました。
 ・第104期は、売上高減少や製造コスト増加等により、減収減益となりました。
 ・第105期は、売上高減少や製造コスト削減等により、減収増益となりました。
 ・第106期(当事業年度)は、前記「(1)事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
 ・1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な子会社の状況

該当事項はありません。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は次の製品の製造、販売を行っております。

事 業	主 要 製 品
建 材	住宅及び非住宅・ビル用不燃建材 住宅及び非住宅用窯業サイディング、軒天、破風板、 耐火パネル等
化 成 品	酸化マグネシウム、難燃水酸化マグネシウム、炭酸マグネシウム、セラミックス製品等

(8) 主要な営業所及び工場

本社 (大阪市西区)	託 間 工 場 (香川県三豊市)
石 岡 工 場 (茨城県石岡市)	東 京 営 業 所 (東京都千代田区)
東 北 営 業 所 (宮城県仙台市)	東 海 営 業 所 (愛知県名古屋)
中 国 営 業 所 (広島県広島市)	四 国 営 業 所 (香川県三豊市)
九 州 営 業 所 (福岡県福岡市)	

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
620 ^名	14 ^名 増	40.2 ^才	13.8 ^年

(注) 使用人兼務役員、臨時雇用者、非常勤嘱託者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,038 ^{百万円}
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	979
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	452
農 林 中 央 金 庫	410
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	402
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	373
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	185

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 36,000,000株
(2) 発行済株式の総数 9,240,000株 (自己株式213,369株を含む)
(3) 株主数 4,420名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
神島化学従業員持株会	910 千株	10.09 %
D O W A ホールディングス株式会社	843	9.34
JP JPMSE LUX RE UBS AG LONDON BRANCH EQ CO	528	5.86
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	446	4.94
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	383	4.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	299	3.32
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	296	3.28
日 鉄 鉱 業 株 式 会 社	275	3.05
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	179	1.98
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	178	1.97

(注) 当社は、自己株式213,369株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する事項

当社は、2021年6月10日開催の取締役会において、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき決議し、自己株式を下記のとおり取得いたしました。

①取得した株式の種類

普通株式

②取得した株式の総数

148,000株

③株式の取得価格の総額

237,540,000円

④取得日

2021年6月11日

⑤取得方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付け

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

名称	区分及び保有者数	新株予約権1個当たりの払込金額	権利行使時1株当たりの行使価額	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	権利行使期間
第1回 新株予約権 (2017年7月21日発行決議)	取締役 3名 (社外取締役を除く)	176,000円	1円	54個	普通株式 5,400株	自2017年8月8日 至2047年8月7日
第2回 新株予約権 (2018年7月20日発行決議)	取締役 3名 (社外取締役を除く)	69,000円	1円	153個	普通株式 15,300株	自2018年8月8日 至2048年8月7日
第3回 新株予約権 (2019年7月19日発行決議)	取締役 3名 (社外取締役を除く)	71,500円	1円	124個	普通株式 12,400株	自2019年8月8日 至2049年8月7日
第4回 新株予約権 (2020年7月17日発行決議)	取締役 5名 (社外取締役を除く)	65,100円	1円	204個	普通株式 20,400株	自2020年8月8日 至2050年8月7日
第5回 新株予約権 (2021年7月16日発行決議)	取締役 8名 (社外取締役を除く)	203,400円	1円	83個	普通株式 8,300株	自2021年8月7日 至2051年8月6日

- (注) 1. 上記の新株予約権の発行に際して、払込金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込はありません。
2. 新株予約権1個につき付与される普通株式の数は100株であります。
3. 新株予約権の主な行使条件は以下のとおりであります。
- ①新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限って募集新株予約権を行使することができます。
 - ②その他の新株予約権の行使の条件等については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
池田 和夫	代表取締役社長	
布川 明	常務取締役(技術本部、生産本部、セラミックス事業部、品質保証部管掌)	
北野 幸治	取締役(建材営業部長)	
田巻 理	取締役(化成品営業部長)	
相川 義昭	取締役(技術本部長兼技術本部技術統括部長)	
柳谷 高公	取締役(セラミックス事業部長兼技術本部技術統括部長代理)	
高橋 誠	取締役(総務部長)	
美藤 敦司	取締役(生産本部長兼生産本部設備・資材部長)	
今岡 重貴	取締役	
中村 英明	取締役	共立株式会社常勤監査役
大西 順司	常勤監査役	
松下 克治	監査役	DOWAホールディングス株式会社取締役
小林 英文	監査役	静岡ガス株式会社監査役

- (注) 1. 取締役今岡重貴氏及び中村英明氏は、社外取締役であります。
2. 取締役今岡重貴氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役松下克治氏及び小林英文氏は、社外監査役であります。
4. 監査役小林英文氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役今岡重貴氏及び中村英明氏は、当社が上場する金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
6. 2021年7月16日開催の第105回定時株主総会終結の時をもって、取締役小田島晴夫氏及び監査役伊豫田敏也氏は任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者が法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等、一定の免責事由があります。すべての被保険者について、その保険料は、当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

なお、当該保険契約を2023年5月に更新する予定であります。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の決定方針及び当該方針の内容

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会決議に関しては、決議する内容について独立社外取締役へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等については、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、長期的に業容を発展させ企業価値の向上及びガバナンスの強化に資するよう考慮し、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、社内取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、社外取締役については、その役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみを支払うこととする。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（月額報酬）とし、各取締役の役位・職責に加え世間水準及び従業員給与等とのバランスを考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(iii) 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、当該年度の業績（売上高（A～C）、経常利益（A～C））、各取締役の実績（A～C）の評価を行い総合評価として0.4～1.8の係数を乗じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。非金銭報酬等は、株主の皆様との利益意識の共有と中長期での目標達成への動機づけを目的としたストックオプションとし、2017年7月21日開催の当社第101回定時株主総会において年額50百万円以内と決議された範囲内において、各取締役の役位・職責・報酬割合などを勘案し、毎年一定時期に支給する。

(iv) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

社内取締役の報酬割合については、当社と同規模や関連する業種に属する企業を参考とした報酬水準を踏まえた比率とする。

(v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、基本報酬ならびに業績連動報酬等は2017年7月

21日開催の当社第101回定時株主総会において年額200百万円以内と決議された報酬限度額及び非金銭報酬等は2017年7月21日開催の当社第101回定時株主総会において年額50百万円以内と決議された報酬限度額の範囲内において、各取締役の役位・職責に加え世間水準及び従業員給与等とのバランスを勘案し取締役会決議に基づき決定するものとする。

②取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役 員の員数(人)
		基本報酬 (月額報酬)	業績連動報酬等 (賞与)	非金銭報酬等 (ストックオプション)	
取締役 (うち社外 取締役)	119 (9)	96 (9)	6 (—)	16 (—)	11 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	14 (8)	14 (8)	— (—)	— (—)	4 (3)
計	134	110	6	16	15

- (注) 1. 上記支給額のほか、使用人兼務役員の使用人給与相当額(賞与を含む)として54百万円を支給しております。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年7月21日開催の当社第101回定時株主総会において年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会決議にかかる取締役の員数は9名です。
3. 取締役(社外取締役除く。)のストックオプションとしての報酬限度額は、2017年7月21日開催の当社第101回定時株主総会及び2021年7月16日開催の第105回定時株主総会において年額50百万円以内(上記注2とは別枠)として決議いただいております。2017年7月21日の定時株主総会決議にかかる取締役の員数は7名、2021年7月16日の定時株主総会決議にかかる取締役の員数は8名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2017年7月21日開催の当社第101回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。当該株主総会決議にかかる監査役の員数は3名です。
5. 当事業年度末現在の員数は、取締役10名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役2名)であります。
6. 業績連動報酬等(賞与)は、各役員の役位・職責を踏まえた基準額に、年度の業績、経常利益、各取締役の実績の評価を行い総合評価として算出しており、当初の計画を概ね達成しております。なお、社外取締役及び監査役に対しては業績連動報酬等を支給しておりません。
7. 取締役(社外取締役を除く。)に対して、その報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役(社外取締役を除く。)が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的とし、職務執行の対価として、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は3.(1)当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職である法人と当社との関係

取締役中村英明氏は、共立株式会社の常勤監査役であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

監査役松下克治氏は、DOWAホールディングス株式会社の取締役であります。同社は当社第2位の株主であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

監査役小林英文氏は、静岡ガス株式会社の監査役であります。当社と同社の間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

取締役今岡重貴氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席し、財務及び会計に関する専門的な立場から、必要な発言を行っております。

取締役中村英明氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうち全てに出席し、経営者としての豊富な経験と、企業の監査役としての優れた見識に基づき、必要な発言を行っております。

監査役松下克治氏は、当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回と監査役会12回のうち10回に出席し、経営者としての豊富な経験と、幅広い見識に基づき、必要な発言を行っております。

監査役小林英文氏は、2021年7月16日に就任してから開催された取締役会12回のうち11回と監査役会10回のうち9回に出席し、金融機関の経営者としての豊富な経験と、幅広い見識に基づき、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額 27百万円

②当社が会計監査人に支払うべき金銭
その他の財産上の利益の合計額 27百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。
2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査に対する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。また、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力とは、いっさい関係を持たないこと、ならびに反社会的勢力に対しては、経済的な利益を供与しないことを基本方針とする。内部監査部門は、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとする。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
文書保存内規に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書保存内規により保存されているこれら文書等を常時閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則の制定・配布、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視は総務部が行うものとする。新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定める。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な施策の策定、および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。また、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- ⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
グループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え管理する。
- ⑥ 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

⑦ 取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備するとともに、通報者に不利益が生じないことを確保する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法による。

⑧ その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

監査役職務を執行するうえで必要な費用は会社が負担するものとする。

⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制

取締役または使用人は、当社の事業に関して財務報告は重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは当社の社会的な信用維持、向上に資することを認識して財務報告に係る内部統制の整備に取り組む。財務報告に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、評価対象業務から独立し、かつ内部統制の整備および評価に精通した監査室によって評価する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、前述の内部統制システムの整備を行い、定期的な見直しによって改善を図り、より効果的な体制構築を検討し内部統制システムの実効性を向上させるよう努めております。

また、監査室は独立した観点から内部統制監査を実施しており、法令・定款および社会規範の遵守に反する事項がないか監査しております。常勤監査役は、経営に影響する重大な事象について、取締役及び従業員より報告を受け、監査役監査の他、代表者及び管理職者との面談、重要な会議への出席などを通して得た情報を社外監査役とも共有のうえ、業務執行の状況やコンプライアンスについての重大な違反がないか監査しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならぬと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又

はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

II 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

1. 企業価値向上への取組み

当社では、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるため以下のとおり取組んでおります。この取組みは、上記 I の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

当社は、1917年（大正6年）の創業以来100年余、無機化学の可能性を追求し、「顧客満足を第一に考え、より広くより深く社会に貢献する」を経営の基本方針として歩んでまいりました。

当社は、顧客の満足を得られる高品質・高機能で価格競争力のある製品を迅速かつタイムリーに提供することで社会の発展に寄与し、又地域社会との連携・地球環境問題への取り組み等を通じて、企業としての社会的責任を果たしていくことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を一層高めてまいりたいと考えております。

これからも顧客に満足していただける高品質製品の提供、管理の徹底、効率的な生産システムの構築によるコスト削減に注力し、競争力強化を図る一方、透明性、信頼性の高いコンプライアンス遵守の企業経営を実践するとともに、提供する製品も常に環境と安全性を考慮し、株主、顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーから支持され、資本市場から正当な評価が得られるよう努力を続けてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化への取組み

当社は、上記取組みの実現のため、コーポレート・ガバナンスの強化に取組んでおります。コーポレート・ガバナンスの強化は、経営の透明性、健全性、遵法性の確保、各ステークホルダーへのアカウンタビリティの重視・徹底、迅速かつ適切な情報開示、経営者並びに各層の経営管理者の責任の明確化の観点から極めて重要な経営の骨格的な方針であると考えております。

現在当社の取締役10名のうち2名は社外取締役であり、また、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。監査役は監査役会が定めた監査方針、監査計画に基づき取締役会等に出席及び重要な決裁書類の閲覧の他、会計監査人及び内部監査部門と連携することにより取締役の職務の遂行の監査を行っております。

Ⅲ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保と向上に努め、当社株式の大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、大規模買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報提供を求め、取締役会の意見等を開示し、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつと認識しており、各期の利益水準、将来の設備投資等に向けた内部留保の確保、配当性向を総合的に勘案し、株主の皆様へ利益還元する方針としております。この方針のもと、当事業年度の年間配当金は、1株当たり36円とさせていただきます。

また、内部留保資金につきましては、企業価値の向上、将来にわたる安定した株主利益の確保のために有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の取得につきましても、当社の成長・発展のためのより良い資本政策を検討し、適時に判断をしております。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(2022年4月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	24,697	負 債 の 部	15,331
流 動 資 産	11,096	流 動 負 債	11,188
現金及び預金	1,871	支払手形	227
受取手形	329	電子記録債務	1,420
電子記録債権	1,070	買掛金	1,880
売掛金	3,219	短期借入金	2,800
商品及び製品	1,995	1年内返済予定の長期借入金	599
仕掛品	826	リース債務	35
原材料及び貯蔵品	908	未払金	1,507
前払費用	160	未払費用	277
未収入金	371	未払法人税等	409
その他	345	未払消費税等	42
貸倒引当金	△0	前受金	8
		預り金	138
固 定 資 産	13,600	賞与引当金	354
有 形 固 定 資 産	12,266	製品保証引当金	253
建物	4,318	設備関係支払手形	19
構築物	295	設備関係電子記録債務	1,214
機械及び装置	3,789	固 定 負 債	4,142
車両運搬具	13	長期借入金	1,441
工具、器具及び備品	226	リース債務	12
土地	1,381	長期未払金	813
リース資産	105	退職給付引当金	1,875
建設仮勘定	2,135	純 資 産 の 部	9,365
無 形 固 定 資 産	24	株 主 資 本	9,212
ソフトウェア	21	資本金	1,320
電話加入権	3	資本剰余金	1,081
投 資 そ の 他 の 資 産	1,309	資本準備金	1,078
投資有価証券	343	その他資本剰余金	3
出資資金	1	利益剰余金	7,063
破産更生債権等	0	利益準備金	133
長期前払費用	124	その他利益剰余金	6,929
繰延税金資産	779	別途積立金	1,300
その他	61	繰越利益剰余金	5,629
貸倒引当金	△0	自己株式	△252
		評価・換算差額等	94
		その他有価証券評価差額金	94
		新株予約権	59
資 産 合 計	24,697	負 債 純 資 産 合 計	24,697

損 益 計 算 書

(自 2021年 5月 1日)
至 2022年 4月 30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		21,787
売上原価		15,170
売上総利益		6,616
販売費及び一般管理費		4,538
営業利益		2,078
営業外収益		
受取利息	0	
受取配当金	9	
物品売却益	20	
破損回収	8	
雑収入	18	56
営業外費用		
支払利息	39	
手形売却損	7	
雑支出	3	50
特別経常利益		2,084
固定資産除却損	43	
工場構築費用	130	
投資有価証券売却損	5	179
税引前当期純利益		1,905
法人税、住民税及び事業税	597	
法人税等調整額	△57	539
当期純利益		1,365

株主資本等変動計算書

(自 2021年5月1日)
(至 2022年4月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本金剰余金	利益準備金	利益剰余金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,320	1,078	7	1,085	133	1,300	4,609	6,043	△27	8,421
当期変動額										
剰余金の配当								△345	△345	△345
当期純利益								1,365	1,365	1,365
自己株式の取得									△237	△237
新株予約権の行使			△4	△4					12	8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	△4	△4	—	—	1,019	1,019	△225	790
当期末残高	1,320	1,078	3	1,081	133	1,300	5,629	7,063	△252	9,212

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	67	67	50	8,540
当期変動額				
剰余金の配当				△345
当期純利益				1,365
自己株式の取得				△237
新株予約権の行使				8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	26	26	8	35
当期変動額合計	26	26	8	825
当期末残高	94	94	59	9,365

個 別 注 記 表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

①市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

②市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………移動平均法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

①2007年3月31日以前に取得したもの

旧定額法

②2007年4月1日以後に取得したもの

定額法

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 製品保証引当金

製品の保証に対する費用の支出に充てるため、主に過去の実績率に基づく発生見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度に一括処理しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引及び為替予約取引については振当処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

①ヘッジ手段…金利スワップ取引

ヘッジ対象…借入金の支払利息

②ヘッジ手段…通貨スワップ取引

ヘッジ対象…外貨建借入金

③ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務等

(3) ヘッジ方針及びヘッジの有効性の評価

当社のリスク管理規程に基づき、金利スワップ取引は、金利変動リスクをヘッジするために、通貨スワップ取引及び為替予約取引は、為替相場の変動リスクをヘッジするために、ヘッジ取引を実施しております。

なお、ヘッジ対象との相関性をみて有効性を評価しております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップ取引については特例処理を、振当処理の要件を満たす通貨スワップ取引及び為替予約取引については振当処理を採用しているため、有効性評価を省略しております。

5. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する時点は以下のとおりです。

建材事業においては、住宅及び非住宅向けの製品を製造、販売しております。

化成品事業においては、マグネシウム及びセラミックス製品を製造、販売しております。

製品の販売に係る収益は、主に製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて、製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

なお、製品の国内の販売については、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時に収益を認識し、海外取引においては、インコタームズ等に定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転する時点で収益を認識しております。

[会計基準等の改正に伴う会計方針の変更]

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から顧客への製品移転時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

2. 時価算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

[貸借対照表に関する注記]

1. 国庫補助金等により取得した有形固定資産の圧縮記帳累計額

有形固定資産に係る国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額は、次のとおりであります。

	圧縮記帳累計額
建物	28百万円
構築物	0百万円
機械及び装置	330百万円
工具、器具及び備品	157百万円
計	<u>516百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 26,369百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物	3,026百万円
構築物	241百万円
機械及び装置	616百万円
工具、器具及び備品	2百万円
土地	1,323百万円
計	<u>5,211百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	1,786百万円
1年内返済予定の長期借入金	460百万円
長期借入金	1,144百万円
計	<u>3,390百万円</u>

4. 期末日満期手形及び電子記録債権債務は、手形交換日及び振込日をもって決済処理しております。

したがって、当事業年度末は金融機関休業日のため、下記の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

受取手形	32百万円
電子記録債権	66百万円
支払手形	44百万円
電子記録債務	359百万円
設備関係電子記録債務	1百万円

[損益計算書に関する注記]

1. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は次のとおりであります。

売上原価	△49百万円
------	--------

2. 一般管理費及び当期総製造費用に含まれる研究開発費 732百万円

3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

建物	17百万円
構築物	0百万円
機械及び装置	25百万円
車両運搬具	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円

4. 工場構築費用の内容は次のとおりであります。

化成品事業のセラミックス新工場及びマグネシウム増産設備構築のために発生した、既存生産設備の移設費用を特別損失に計上しております。

[株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 発行済株式の総数に関する事項

普通株式

9,240,000株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式 (株)	75,955	148,214	10,800	213,369

(変動事由の概要)

増加及び減少の内訳は、次のとおりであります。

自己株式の取得による増加	148,000株
単元未満株式の買取りによる増加	214株
ストック・オプションの行使による減少	10,800株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年7月16日 定時株主総会	普通株式	183	20	2021年4月30日	2021年7月19日
2021年12月10日 取締役会	普通株式	162	18	2021年10月31日	2022年1月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年7月15日 定時株主総会	普通 株式	162	利益 剰余金	18	2022年4月30日	2022年7月19日

4. 当事業年度末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の総数

第1回新株予約権	普通株式	5,400株
第2回新株予約権	普通株式	15,300株
第3回新株予約権	普通株式	12,400株
第4回新株予約権	普通株式	20,400株
第5回新株予約権	普通株式	8,300株

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	573百万円
賞与引当金	108百万円
製品保証引当金	77百万円
投資有価証券評価損	0百万円
棚卸資産評価損	147百万円
その他	98百万円

繰延税金資産 小計	<u>1,006百万円</u>
-----------	-----------------

評価性引当額	<u>△185百万円</u>
--------	----------------

繰延税金資産 合計	<u>820百万円</u>
-----------	---------------

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	<u>△41百万円</u>
--------------	---------------

繰延税金負債 合計	<u>△41百万円</u>
-----------	---------------

差引

繰延税金資産の純額	<u>779百万円</u>
-----------	---------------

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針であります。また、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、定期的に各部門各営業所へ報告され、個別に把握及び対応を行う体制としております。また、外貨建営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、為替変動リスクを回避するため、デリバティブ取引(為替予約取引)をヘッジ手段として利用しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形、電子記録債務及び買掛金は1年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係わる資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)、ファイナンス・リース取引に係るリース債務及び支払委託契約に係る長期未払金(未払金を含む)は、主に設備投資に係わる資金調達であります。借入金のうち、一部については、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するためにデリバティブ取引(金利スワップ取引及び通貨スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引の執行・管理については「常務会付議」に基づきリスク管理規程に従って総務部で行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「ヘッジ会計の方法」を参照ください。

また、営業債務、借入金、リース債務、長期未払金(未払金を含む)は、流動リスクに晒されておりますが、当社では、資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係わる市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年4月30日(当事業年度末日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は(貸借対照表計上額2百万円)、次表には含めておりません。

また、リース債務及び長期未払金については、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
投資有価証券			
その他有価証券株式	340	340	—
資産計	340	340	—
負債			
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	2,040	2,034	△6
負債計	2,040	2,034	△6
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 「現金及び預金」、「受取手形」、「電子記録債権」、「売掛金」、「未収入金」、「支払手形」、「電子記録債務」、「買掛金」、「未払金」、「設備関係支払手形」、「設備関係電子記録債務」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察の可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される該当時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
投資有価証券 その他有価証券株式	340	—	—	340
資産計	340	—	—	340

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
負債				
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	—	2,034	—	2,034
負債計	—	2,034	—	2,034
デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

負 債

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記「長期借入金」参照)。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	建材事業	化成品事業	
住宅	10,742	—	10,742
非住宅	2,652	—	2,652
マグネシウム	—	7,415	7,415
セラミックス	—	976	976
顧客との契約から生じる収益	13,395	8,391	21,787
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	13,395	8,391	21,787

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	0	8

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社において、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,031円1銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 150円93銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月9日

神島化学工業株式会社
取締役会 御中

有限責任あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 余野 憲 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 花谷 徳 雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神島化学工業株式会社の2021年5月1日から2022年4月30日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し開示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は第106期監査計画に基づき、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適時に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月10日

神島化学工業株式会社 監査役会
常勤監査役 大 西 順 司 (印)
社外監査役 松 下 克 治 (印)
社外監査役 小 林 英 文 (印)

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

・期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金18円 総額162,479,358円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年7月19日

第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を下記のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定、及び書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするための規定を新設するものです。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入により、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものです。

(3) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を追加するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条 (株主総会参考書類等のインターネット開示) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第12条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 <u>定款第12条の変更は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日 (以下、「施行日」という。) から効力を生ずるものとする。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第12条はなお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役10名全員は任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	いけだ かずお 池田 和夫 (1953年8月18日生)	1976年4月 株式会社日本興業銀行入行	11,986株
		2000年4月 同行 e-ビジネス推進企画部長	
1	いけだ かずお 池田 和夫 (1953年8月18日生)	2002年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 福岡営業部部长	11,986株
		2004年5月 当社入社 顧問	
1	いけだ かずお 池田 和夫 (1953年8月18日生)	2004年7月 当社取締役経理部長	11,986株
		2007年7月 当社常務取締役経理部長	
1	いけだ かずお 池田 和夫 (1953年8月18日生)	2010年7月 当社代表取締役社長	11,986株
		現在に至る	
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>池田和夫氏は、2004年7月に当社取締役に就任し、経理、財務に関する業務に精通しており、また、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	ふかわ あきら 布川 明 (1953年7月2日生)	1978年4月 当社入社	11,238株
		1994年4月 当社詫間工場工業薬品製造部長	
2	ふかわ あきら 布川 明 (1953年7月2日生)	2000年7月 当社取締役工業薬品事業部長兼 詫間工場工業薬品製造部長	11,238株
		2004年7月 当社取締役詫間工場長兼 工業薬品事業部長	
2	ふかわ あきら 布川 明 (1953年7月2日生)	2007年7月 当社常務取締役詫間工場長兼 工業薬品事業部長	11,238株
		2008年5月 当社常務取締役詫間工場長	
2	ふかわ あきら 布川 明 (1953年7月2日生)	2015年5月 当社常務取締役生産・技術本部長兼 詫間工場長	11,238株
		2019年1月 当社常務取締役生産・技術本部長	
2	ふかわ あきら 布川 明 (1953年7月2日生)	2020年6月 当社常務取締役生産・技術本部長兼 生産・技術本部セラミックス事業部長	11,238株
		2021年5月 当社常務取締役技術本部、生産本部、 セラミックス事業部、品質保証部管掌	
2	ふかわ あきら 布川 明 (1953年7月2日生)	2022年5月 当社常務取締役技術統括部、生産本部、 セラミックス事業部、品質保証部管掌	11,238株
		現在に至る	
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>布川明氏は、2000年7月に当社取締役に就任し、長年化成品事業の運営に携わり、また、生産・技術部門の責任者として、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	きたの ゆきはる 北野 幸治 (1967年8月26日生)	1986年3月 当社入社	16,499株
		1999年6月 当社東京営業所所長 2001年5月 当社東京営業所所長兼建材営業二次次長 2004年10月 当社東京営業所所長兼建材営業二部部长代理 2006年7月 当社東京営業所所長兼建材営業二部部长 2008年5月 当社東京営業所所長兼建材営業部部长 2010年7月 当社取締役建材営業第一部長 2018年5月 当社取締役建材営業部長 現在に至る	
【取締役候補者とした理由】 北野幸治氏は、2010年7月に当社取締役に就任し、営業や事業所開発をはじめとする幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者といたしました。			
4	たまき おさむ 田巻 理 (1965年3月25日生)	1988年4月 当社入社	7,018株
		2002年4月 当社東京営業所工業薬品課課長 2004年5月 当社東京営業所副所長兼東京営業所工業薬品課課長 2005年4月 当社東京営業所副所長兼工業薬品事業部次長 2018年4月 当社化成品営業部長 2020年7月 当社取締役化成品営業部長 現在に至る	
【取締役候補者とした理由】 田巻理氏は、1988年に当社に入社し、相当期間化成品部門に携わり、化成品事業に関する幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	あいかわ よしあき 相川 義昭 (1969年12月24日生)	1994年4月 当社入社	8,186株
		2006年4月 当社詫間工場技術研究所建材技術部技術課課長 2015年5月 当社生産・技術本部技術統括部部长代理 2019年3月 当社生産・技術本部技術統括部長 2020年7月 当社取締役生産・技術本部技術統括部長 2021年5月 当社取締役技術本部長兼技術本部技術統括部長 2022年5月 当社取締役生産本部長兼生産本部設備・資材部長 現在に至る	
【取締役候補者とした理由】 相川義昭氏は、1994年に当社に入社し、相当期間生産・技術部門に携わり、製造技術・商品開発に関する幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	やなぎたに たかぎみ 柳谷 高公 (1960年10月28日生)	1985年4月 当社入社	64,700株
		1999年4月 当社詫間工場セラミックス部材料開発課長	
2007年4月 当社詫間工場セラミックス部次長			
2020年6月 当社生産・技術本部技術統括部部長代理兼生産・技術本部セラミックス事業部副事業部長			
2021年5月 当社セラミックス事業部長兼技術本部技術統括部部長代理			
2021年7月 当社取締役セラミックス事業部長兼技術本部技術統括部部長代理			
2022年5月 当社取締役セラミックス事業部長兼技術統括部部長代理 現在に至る			
<p>【取締役候補者とした理由】 柳谷高公氏は、1985年に当社に入社し、長年セラミックス事業に携わり、研究者として技術開発に関する幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
7	たかはし まこと 高橋 誠 (1967年6月16日生)	1990年4月 株式会社日本興業銀行入行	191株
		2014年2月 みずほ証券株式会社運用ソリューション部公益法人営業推進室室長	
2015年4月 同社公共・公益法人営業支援部長			
2016年4月 同社京都支店法人部長			
2021年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ参事役			
2021年7月 当社取締役総務部長 現在に至る			
<p>【取締役候補者とした理由】 高橋誠氏は、銀行・証券会社等金融機関での要職を経験するなど、経済および金融情勢をはじめとする幅広い見識を有することから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			
8	びとう あつし 美藤 敦司 (1969年8月21日生)	1994年4月 日本写真印刷株式会社入社	7,080株
		1996年3月 当社入社	
2016年6月 当社生産・技術本部設備・資材部資材グループグループ長			
2019年3月 当社生産・技術本部設備・資材部長			
2021年5月 当社生産本部長兼生産本部設備・資材部長			
2021年7月 当社取締役生産本部長兼生産本部設備・資材部長 2022年5月 当社取締役技術統括部長 現在に至る			
<p>【取締役候補者とした理由】 美藤敦司氏は、1996年に当社に入社し、相当期間生産・技術部門に携わり、当社の製造設備技術分野や資材分野を含む幅広い知識・経験を有することから、引き続き取締役候補者となりました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
9	いまおか しげたか 今岡 重貴 (1971年9月7日生)	1999年10月 朝日監査法人入所 2003年5月 公認会計士登録 2008年9月 あずさ監査法人退所 2008年10月 今岡公認会計士事務所開設 2009年2月 税理士登録 2009年2月 今岡公認会計士・税理士事務所開設(現任) 2010年7月 当社監査役 2015年7月 当社取締役 現在に至る	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>今岡重貴氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、2015年7月に当社取締役に就任し、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有することから、当該知見・経験を活かし、社外取締役としての役割を果たしていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			
10	※ わだ たかし 和田 隆 (1959年2月24日生)	1981年4月 共立株式会社入社 2008年6月 同社保険第四部長 2011年4月 同社保険第三部長 2013年4月 同社執行役員業務開発部長 2018年6月 共立リスクマネジメント株式会社取締役社長 2021年6月 共立株式会社常勤監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 共立株式会社常勤監査役	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】</p> <p>和田隆氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、現在、企業の監査役を務めていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待し、社外取締役候補者といたしました。</p>			

- (注)
1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 今岡重貴、和田隆の両氏は社外取締役候補者であります。
 3. 当社は今岡重貴氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、和田隆氏の選任が承認された場合、当社は同氏とも同契約を締結予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する最低責任限度額であります。
 4. 当社は今岡重貴氏を金融商品取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、今岡重貴、和田隆の両氏が選任された場合には、両氏は独立役員となる予定であります。
 5. 今岡重貴氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
 6. 取締役候補者の所有する当社の株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
 7. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることよって執行に負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
 8. ※は新任候補者であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役大西順司氏は任期満了となり、また、本総会終結の時をもって、監査役松下克治氏は辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじむら のりお 藤村 倫夫 (1958年10月22日生)	1981年4月 当社入社 1992年10月 当社詫間工場検査室長 2001年8月 当社詫間工場品質保証部課長 2010年11月 当社詫間工場技術本部品質保証グループ長 2019年5月 当社生産・技術本部技術統括部品質保証グループ 2021年5月 当社品質保証部品質保証グループ 現在に至る	32,600株
【監査役候補者とした理由】 藤村倫夫氏は、1981年当社に入社し、相当期間生産・品質管理部門に携わり、生産・品質に関する豊富な経験と幅広い見識を有し、監査役としての職務を適切に遂行していただけたものと判断し、監査役候補者となりました。			
2	わかばやし えいいち 若林 英一 (1960年9月21日生)	1991年10月 同和鋳業株式会社入社 2006年10月 DOWAエレクトロニクス岡山株式会社管理部長 2012年4月 DOWAホールディングス株式会社総務・法務部門部長 2018年3月 東海汽船株式会社取締役(現任) 2018年4月 DOWAホールディングス株式会社執行役員情報システム部長 2018年4月 DOWAマネジメントサービス株式会社代表取締役社長(現任) 2021年4月 DOWAホールディングス株式会社執行役員総務・法務部長、秘書室長、情報システム部長(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) DOWAホールディングス株式会社執行役員 東海汽船株式会社取締役	0株
【社外監査役候補者とした理由】 若林英一氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけたものと判断し、社外監査役候補者となりました。			

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 若林英一氏は社外監査役候補者であります。
3. 若林英一氏の選任が承認された場合、当社は同氏と責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。
4. 当社は、取締役及び監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及を受けることによって負担することになる損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 各監査役候補者は新任候補者であります。

(ご参考) 役員の構成 (2022年7月15日以降の予定)

第3号議案及び第4号議案で付議の役員候補者並びに在任役員が有する専門性・経験は以下のとおりであります。

	役員	企業経営	財務 ・ 会計	法務 ・ リスクマネジメント	製造 ・ 研究開発	営業 ・ マーケティング	グローバル経験
取締役	池田 和夫	○	○			○	○
	布川 明	○			○	○	
	北野 幸治					○	
	田巻 理					○	
	相川 義昭				○		
	柳谷 高公				○		
	高橋 誠		○	○		○	
	美藤 敦司				○		
	今岡 重貴		○	○			
	和田 隆	○		○		○	
監査役	藤村 倫夫				○		
	小林 英文	○	○	○		○	○
	若林 英一	○	○	○	○		

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬支給の件

当社の取締役（社外取締役を除きます。）の報酬等の額は、2017年7月21日開催の第101回定時株主総会において年額200百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与を含みません。）、また上記の取締役の報酬額とは別枠として2017年7月21日開催の第101回定時株主総会及び2021年7月16日開催の第105回定時株主総会において株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるための報酬額を年額50百万円以内とご承認いただいて今日に至っております。

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といい、本制度に基づき対象取締役に付与される当社普通株式を、以下、「本譲渡制限付株式」といいます。）を導入することとし、上記の報酬枠（年額200百万円以内）とは別枠として、新たに本譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額50百万円以内といたします。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、独立社外取締役の答申を受けて取締役会において決定することといたします。

また、本議案の承認可決を条件として、上記のストックオプション報酬制度は廃止し、今後、対象取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の新たな発行は行なわないこととします。

なお、現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、本株主総会で第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は8名となります。

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 譲渡制限付株式の発行に伴う払込みに関する事項

対象取締役は、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年45,000株以内といたします。但し、本株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で

調整できるものといいたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役にて特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役に割り当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといいたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職等する日までの期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといいたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が正当な理由又は死亡により退任又は退職等した場合、本譲渡制限期間が満了した時点の直後の時点をもって本割当株式の全部について、譲渡制限を解除いたします。

(3) 無償取得事由

上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

また、対象取締役が、正当な理由によらず退任又は退職等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといいたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 譲渡制限付株式を割り当てるのが相当である理由

当社は2021年2月10日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は事業報告10ページに記載のとおりであります。本議案に基づく本譲渡制限付株式の割当ては、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合、当該方針を本制度を含む内容に改定することを予定しております。また、本譲渡制限付株式の付与に係る取締役会決議時点の時価で本割当株式の価値を評価した金額は年額50百万円以内とすること、当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年45,000株以内としており、発行済株式総数に対する希釈化率は0.49%程度と軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割り当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以 上

